

新設小学校及び新設中学校 校名アンケート実施要領

1. 趣旨

令和3年度開校の新設小学校及び令和4年度開校の新設中学校の校名候補案について、アンケートを実施するもの。

2. 募集内容

新設小学校、新設中学校の校名

3. 募集期間

令和元年9月9日(月)から令和元年10月9日(水)まで

4. 応募対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

5. 募集広報

- (1) 広報ながれやま9月1日号
- (2) 流山市ホームページ

6. 応募方法

- (1) 「市役所受付」、「学校教育課」、「各出張所(4か所)」、「各公民館(5か所)」に設置されたアンケート回収箱に投函する。
- (2) FAX: 04-7150-0809
- (3) 電子メール: gakkoukyouiku@city.nagareyama.chiba.jp
- (4) 郵送

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会学校教育課

- (5) アンケート用紙

- ①上記の学校及び施設に備える。
- ②流山市ホームページからダウンロード

※新設小・中学校建設地の近隣の学校(西初石小学校、小山小学校、おおたかの森小学校、常盤松中学校、西初石中学校、おおたかの森中学校)に、現在通学する児童・生徒には、児童・生徒から直接、意見を聴取するべく、学校から直接アンケート用紙を配布します。

7. 校名の決定手続き

- (1) 教育委員会でアンケート結果を踏まえて、校名候補(1点又は数点)を絞り込み、教育委員会議にて校名案を決定する。
- (2) 教育委員会議に「流山市立小学校設置条例」及び「流山市立中学校設置条例」

の一部改正の議案提出

(3) 流山市議会に「流山市立小学校設置条例」及び「流山市立中学校設置条例」の一部改正の議案提出

※新設中学校の開校は、新設小学校の1年後になるので、「流山市立中学校設置条例」の一部改正は翌年度（令和2年度）に議案提出予定。

8. その他

(1) 応募された校名に関する一切の権限は、市に帰属します。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

(3) 必ずしも、最上位数のものではなく、最終候補のなかから、教育委員会議にて校名案を決定いたします。

9. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会学校教育課

電話 04 (7150) 6104

FAX 04 (7150) 0809

電子メール gakkoukyouiku@city.nagareyama.chiba.jp